

2020年4月10日

各位

株式会社リーガルコーポレーション

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が製品の製造を委託しているお取引先様に対し、給付に瑕疵があるとされた製品の返品行為が、下請法第4条第1項第1号（返品の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。本日の勧告において、規定に違反するとされた返品金額は、2018年8月から2019年10月までの間、総額11,474,218円です。

このような行為につきましては、法令の規定に照らして当社の対応が不適切であったものと真摯に受け止めております。

本件に関して当社は、製造委託先であるお取引先様に対し、規定に違反するとされた返品の買戻しと付随する費用を速やかにお支払する予定にしております。

なお、本件が当社の業績に及ぼす影響は軽微であります。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止めて、勧告内容を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内教育を実施するなど、再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ、関係者の皆様に対してご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げますとともに、コンプライアンスの強化を図り、一層の経営努力を続けてまいります所存です。

以上